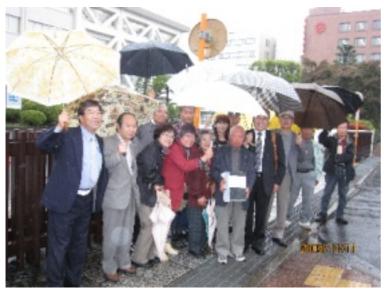
こんにちは! 日本共産党の *守れ: 憲法 9条*

大名みえ子です

ご相談はお気軽にお寄せください

2009年11月13日 143 〒319-1112 東海村村松2401-2 oon a_tou kai@yahoo.co.jp 電話・ファックス 029-284-0761



11日、署名提出前に水戸地裁前で記念撮影

産廃焼却施設反対裁判 裁判所に5075筆の署名提出 ご協力ありがとうございました

川根地区内(東海村須和間)に計画されている大豊プラントの産廃破砕・焼却施設の建設に反対する住民らがたたかっている許可取消訴訟と建設差し止めを求める仮処分は、それぞれ10回の裁判を迎えます。

11月11日、10回目の仮処分審尋が行われました。審尋に先立ち、この間1万筆を目標に集めてきた「裁判所に公正な判断を求める署名」5075筆が第1回目として提出されました。 傍聴にはさらに参加者が増えました。

11日の審尋は、大豊プラント側が、10月16日付けで行った住民側主張への反論に対し、裁判所が反論があいまいだとして、また多数の質問を行い、文書ならびに口頭での釈明を求めました。

求釈明したのは、 燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の温度を保ちつつ、2秒以上滞留できること」を裏づけるとした除燃バーナー及び加熱バーナー、温度センサーの位置はどこか。 高度な機能を有するバグフィルターの「高度」とは、何に比して言っているのか。 燃焼室における滞留時間の算定で、一次燃焼室の容積を算入することは誤りでなく、一次燃焼室と二次燃焼室を算定に入れることに法的に問題はないとしながら、住民側が「二次燃焼室も含めて焼却能力を計算すべきでその計算からすると本焼却施設は問題だ」との主張について、法的用件とされていないから法用件を満たす」と、問題なしを主張しているがこの整合性はどういうことか、また、その実験結果を示すように、などです。

裁判官が次々と質問していく様子を傍聴していて、業者側がいかに裏づけなしで、ちぐはぐな主張をしているかがわかります。同時にそれを見抜けない県は、何を確認して許可したのか、茨城県の廃棄物処理施設設置許可に関する行政がいかに専門性を欠き、ずさんであるかを示した気がしました。

しかし、裁判所が次々質問していることの意図は、私たちには明らかでありませんので、この状況の良し悪しの判断はつきません。今大切になっているのは、住民運動のいっそうの広がりと多数の傍聴で、裁判所を住民側の方向で励まし、許可取消の判決と建設差し止めを導き出すことです。

署名、募金、裁判傍聴、お知り合いにこの運動を知らせていただくなど、さらなるみなさまのご支援とご協力を訴えさせていただきます。

保育所 避難 ·耐火基準撤廃 厚労省検討 "庭なし, "高層。も

政府の地方分権改革推進委員会(委員長 = 丹羽宇一郎伊藤忠商事会長)が認可保育所の国の最低基準の撤廃を勧告したのを受け、厚生労働省が避難用の外階段などの設置、耐火、医務室や園庭の設置などについて、全国一律の最低基準をなくし、地方自治体の判断に任せる方向で検討していることが12日までに分かりました。

避難用の外階段や耐火上の基準、医務室や園庭の設置についての国基準をなくすのは、乳幼児期の子どもの生命と健康、安全を守ることに国が責任を負わなくなるとはとんでもない話です。幼い子どもは、地震や火事などの災害時に、一人では避難できません。医務室や園庭は、子どもが1日8時間以上生活する場所である保育所に、必要不可欠です。最低基準は現状でも低すぎるというのが現場の声です。改善こそ必要です。